

## まちなか建て替え促進等検討支援業務委託

### 契約候補者の審査及び選定に関する実施要領

まちなか建て替え促進等検討支援業務委託に関する契約候補者選定審査会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

#### 1 審査方法

- (1) まちなか建て替え促進等検討支援業務委託に関する契約候補者選定審査会（以下「審査会」という。）において、審査及び評価を行う。
- (2) 審査方法は、委員が提案書等及びヒアリングを基に審査を行い、本業務の実施に最も適した業務委託契約候補者を選定する「プロポーザル方式」により行う。

#### 2 審査及び選定の手順

- (1) 提案書等受付時に都市デザイン課（以下「事務局」という。）にて見積額が実施要項の1. 業務概要（6）提案上限額に定める金額以内であるかを確認する。見積額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各委員は提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 対面形式による提案者へのヒアリングを実施する。
- (4) 各委員は「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。ただし、書類審査により評価する項目（評価項目1及び2）については、事務局で評価する。
- (5) 事務局は（4）をもとに委員ごとの各提案者の評価点数（合計）を算出する。
- (6) 会長は評価点数（合計）を踏まえ、契約候補者及び契約次点候補者を選定する。

#### 3 審査項目・配点

次頁の点数表のとおり

#### 4 その他

- (1) いずれの提案も各委員の評価点数（合計）の総計が6割に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。

評価項目・内容・配点（点数表）

評価項目		評価内容	配点
1. 企業の 業務実績	業 務 実 績	平成 28 年度（2016 年度）から参加表明書等の提出期限までに、国、都道府県または市区町村が発注した、まちづくりに関する基本構想、基本方針等の策定・改定・検討に関する支援業務（例：中心市街地活性化基本計画、市街地再開発事業の基本構想、地域まちづくりビジョンなど）、民間建物の開発（建築、改修）促進施策の検討支援業務（以下「類似業務」という。）に関し、元請けで契約し、完了した実績。	10
2. 配置予 定者の実績 及び能力	管 理 責 任者	管理責任者又は主たる担当者として、類似業務に従事した実績	10
		管理責任者の保有する資格	5
3. 特定テ ーマに対す る技術提案	各テーマについて提案内容の的確性、実現性等を総合的に評価する。		
	<u>テーマ 1：建て替え等支援の現状把握について</u> ・本市の建て替え等支援の現状を的確に把握するために重要視する観点と具体的な調査項目と手法		15
	<u>テーマ 2：本市の建て替え支援策の方向性の検討について</u> ・本市に最適なまちなかの建て替え支援策の検討を行うにあたり、重要視する観点と具体的な手法 ・関連施策との連携の考え方		30
	<u>テーマ 3：活用促進策検討について</u> ・民間事業者等の建て替えに向けた機運醸成に効果的な情報発信の手法や工夫		30
合計			100

評価項目 1. 類似業務の実績については、下記の三段階評価とする

配点	10点	8点	5点
評価区分	以下の1)、2)、3)すべての実績がある場合	以下の1)、2)、3)のうち2つの実績がある場合	以下の1)、2)、3)のいずれか1つの実績がある場合
	1) 中心市街地活性化基本計画又は立地適正化計画の策定支援実績 2) 市街地再開発事業(地区面積0.5ha以上)の基本構想又は地区を単位としたまちづくり計画の策定支援実績 3) 民間建物の開発(建築・改修)促進施策の検討支援業務実績		

※平成28年(2016年)4月1日から参加表明書等の提出期限までに業務完了したものとする。

※単体又はJV代表者としての履行実績とする。

評価項目 2. 管理責任者の類似業務の実績については、下記の三段階評価とする

配点	10点	8点	5点
評価区分	以下の1)、2)、3)すべての実績がある場合	以下の1)、2)、3)のうち2つの実績がある場合	以下の1)、2)、3)のいずれか1つの実績がある場合
	1) 中心市街地活性化基本計画又は立地適正化計画の策定支援実績 2) 市街地再開発事業(地区面積0.5ha以上)の基本構想又は地区を単位としたまちづくり計画の策定支援実績 3) 民間建物の開発(建築・改修)促進施策の検討支援業務実績		

※平成28年(2016年)4月1日以降の管理責任者又は主たる担当者としての実績とする。

評価項目 2. 管理責任者の保有する資格については、下記の三段階評価とする

配点	5 点	3 点	0 点
評価区分	以下の 4 つの資格のうち、2 つ以上の資格を有している場合	以下の 4 つの資格のうち、1 つの資格を有している場合	以下の 4 つの資格のうち、いずれの資格も有していない場合
	1) 「一級建築士」 2) 「技術士：建設部門（都市及び地方計画）」 3) 一般社団法人建設コンサルタント協会による「RCCM（都市計画及び地方計画）」 4) 一般社団法人 都市計画コンサルタント協会による「認定都市プランナー」		

評価項目 3. 技術提案については、以下の 6 段階評価とする

評価の内容	配点（15 点満点の場合）
特に優れている（高度な能力を有している）	30 点（15 点）
優れている（十分な能力を有している）	24 点（12 点）
普通（一応の能力を有している）	18 点（9 点）
多少不十分である（多少能力が乏しい）	12 点（6 点）
不十分である（能力が乏しい）	6 点（3 点）
劣っている（能力がほとんどなく、任せるに不安がある）	0 点（0 点）